

Title	〔商法一四九〕 認諾調書を有する株主に対する名義書換不当懈怠および総会決議の瑕疵の治癒 (東京地裁昭和四六年八月一六日判決)
Sub Title	
Author	加藤, 修(Katō, Osamu) 商法研究会(Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1975
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.48, No.9 (1975. 9) ,p.80- 84
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19750915-0080">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19750915-0080</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 判例研究

〔商法 一四九〕 認諾調書を有する株主に対する名義書換不当懈怠および総

会決議の瑕疵の治癒

### 〔判示事項〕

一 株主名簿に記載されていないが、株主権確認および株主名簿の名義書換の認諾調書を有する株主は、株主総会決議取消の訴の当事者適格を有する。

二 株主総会における決議に取消事由がある場合に、その後の株主総会において右決議を有効とする議案が可決されても、右瑕疵は治癒されない。

### 〔参照条文〕

商法二〇六条、二四七条

### 〔事実〕

東京地判昭和四六年八月一六日  
昭和四三年(ワ)五六三九号株主総会決議取消  
請求事件  
判例時報六四九号八二頁  
判例タイムズ二六九号二七頁

被告Y会社は、特殊浴場経営、飲食物の販売等を目的とする資本金二千万円、発行済株式総数四万株の株式会社である。原告X<sub>1</sub>は、被告Y会社株式三五七〇株を、同X<sub>2</sub>は、同株式五三〇株を、同X<sub>3</sub>は、同株式二八〇株を有する株主である。原告X<sub>1</sub>等は、次のように主張し、本訴におよんだ。すなわち、被告Y会社の昭和四三年二月二七日の臨時株主総会決議は、株主である原告X<sub>1</sub>等に対して招集通知をしないで開催された株主総会でなされたものであつて、違法な招集手続による決議であり、取消をまぬがれない旨等を主張した。

被告Y会社は、原告X<sub>1</sub>等が被告Y会社の株主であることを認めた。しかし、本件決議取消の訴提起期間三ヶ月の満了日である昭和四三

年五月二七日までに、原告X<sub>1</sub>等は、被告Y会社に対して、株主名簿への名義書換請求をしなかつたため、原告X<sub>1</sub>等は、株主名簿に株主として記載されておらず、したがつて、原告X<sub>1</sub>等は、当事者資格を欠くと主張した。被告Y会社は、さらに次のように主張した。すなわち、株主総会の招集通知は、株主名簿に記載された株主になせば足りるから、本件招集手続に違法はないし、かりに本件決議に瑕疵があるとしても、原告X<sub>1</sub>等は、昭和四三年八月二五日に開催された被告Y会社の定時株主総会に出席し、そして、右定時総会において、本件決議が有効であることが承認されたから、本件決議の瑕疵は治癒されたし、もしそうでないとしても、原告X<sub>1</sub>等は、本件決議の取消請求権を放棄したものとすべきである旨等主張した。

原告X<sub>1</sub>等は、次のように論駁した。すなわち、原告X<sub>1</sub>等が被告Y会社の株主名簿に株主として記載されていなくても、被告Y会社は、昭和四二年一月一日に、原告X<sub>1</sub>等と被告Y会社間の株主権確認等請求事件に関して、原告X<sub>1</sub>等に株主権が属することを確認し、さらに、名義書換をせよとの原告X<sub>1</sub>等の請求を認諾し、同日、認諾調書が作成されたのだから、被告Y会社は、原告X<sub>1</sub>等に対し、本件総会の招集通知をすべきであると主張した。

被告Y会社は、それに対して、本件認諾調書の作成があつても、ただちに、原告X<sub>1</sub>等が被告Y会社の株主名簿に記載されたと同一の効果を生ずるものではないと主張した。

#### 〔判断〕

原告X<sub>1</sub>等の請求認容。

一 「原告らは……株主権が、原告らに属することの確認および株主名簿の名義書換を求め訴を提起し、右事件につき……被告の認諾により原告ら主張の認諾調書が作成されたことが明らかである。かような場合、株式の取得者たる原告らは右認諾に基づき現実に株主名簿の書換を了しない間においても、名義書換の請求が不当に拒絶された場合と同様——むしろ、より以上の根拠をもつて——会社に対し株主としての権利を行使することができると解するのが相当である。けだし、右書換を求め訴の提起は特段の事情の認められない限り会社に対し名義書換の請求をしたのと同様に考えることができ、さらに前記認諾によつて本件株主権が原告らに属することおよび被告会社に各株式につき原告らのため株主名簿の名義書換をなすべき義務のあることが確定判決と同一の効力をもつて確定されているからである。」理由冒頭に述べたように原告らは株主名簿の名義書換を受けなくても、被告会社に対し株主としての権利を行使しうるものというべきである。また、右のとおりである以上被告会社は原告らに対し株主総会招集の通知をなすべきであり、原告らのため株主名簿の名義書換がなされていないことを理由にその責を免れることはできないというべきである。この理は、仮に、原告らが右認諾調書に基づき被告会社に対して株主名簿の名義書換を請求し、被告会社から拒絶されたとの事実の有無により異なるところではないから、この点につき判断を進めるまでもなく本件株主総会には、招集手続違反の瑕疵があるといわざるをえない。」

二 「被告会社の定時株主総会において本件決議の有効であるこ

とを確認する議案が可決されている……。そこで、かかる場合果して、本件決議の瑕疵が治癒されるか否かであるが、かような決議はこれを合理的に解釈し、前決議が取消され、もしくは無効とされる場合に備え、同一内容の決議をなしたものとみて、その効力を認める余地があるかどうかは別として、これがため前決議の瑕疵が治癒される理由はなく、また、前決議の効力を争う訴がその利益を失うとも解し難い。」

## 〔評釈〕

## 判旨に賛成。

一 判旨が、本件を名義書換が不当に拒否された場合と同様の次元で解決をはかっているのは妥当と考える。なぜなら、株主権を確認し、名義書換を認める認諾調書あるいは判決があるにもかかわらず名義書換に応ぜず、株主たる地位を否認するような行動をとることは、不当懈怠というレベルで論ずべき事態だからである。

名義書換請求が不当拒否された場合の取扱いについては諸説がある。伊沢教授によれば、名義の書換は、記名株式については、その譲渡を会社に対抗するための絶対的要件であり、名義書換のない事由が会社の不当拒絶に因由している場合においても、名義書換なき以上は、株式の譲渡をもつて会社に対抗し得ないとされる(伊沢・註解新会社法三三九頁以下)。基本的には、右の説と同様の建前をとりながら、一定の場合には、名義書換がなくとも、株主として権利行使できるとの立場もある。つまり、多数の株主関係を画一的に処理せんとする名義書換制度の趣旨および拒否が正当か否かは客観的には決定困

難であることを考えると、名義書換がない限り株主としての権利行使は認められないが、会社が名義書換をなすべき旨の判決をうけた後においても名義書換をなさないような場合には、会社は名義書換のないことを主張するにつき法律上の利益を有さないし、さらに、書換拒否の理由がないことが判決により客観的に確定されているから、例外として株主の権利行使が認められることになる(石井・会社法(上)二〇二頁以下)。団体法の画一性ならびに正当理由決定の困難を理由として、会社が正当な理由なくして名義書換に応じない場合にも名義書換なきがかり株主としての地位を主張し得ないとする一方で、会社の名義書換拒否が権利濫用と認められる場合はそうとはいえないとの説もある(田中(駁)・会社法詳論(上)三三二頁)。拒絶が「明らかに不当な場合」にまで株主名簿の書換を絶対的基準とするのも行きすぎであるとも主張されている(鈴木「記名株券の特異性」その二)商法研究Ⅱ三二二頁)。

さらに、会社がみずから不当に名義書換を拒否しておきながら、商法二〇六条一項の規定を援用して株主の権利行使を拒否することは信義誠実の要求に反するとも主張されている(大隅「株式の譲渡」株式会社法講座二巻六七三頁およびリーディングケースとしての大判・昭三七・六・民集七巻八号五五四頁)。また、株主名簿の画一性は、集团的取扱いのための手段的制度であり、絶対的なものではなく、例外的に信義則により修正を受ける場合もあることはやむを得ないとして右の立場を是認する説もある(高島・岸田「名義書換の不当拒否と新株引受人の地位」(判批)法学研究三九巻二号九六頁)。

会社が正当の理由なく名義書換を拒んだ場合においては、信義則上、会社は名義書換のないことを理由として株主と認めない旨主張できないという立場に同意する一方で、一層具体的な根拠として民法一三〇条の類推適用を挙げる説がある(田中(耕)・改正会社法概論(昭和十四年版四八七頁以下))。さらに、不動産登記法五条の精神から右説と同様に結論づける説もある(豊崎・会社判例百選六五頁)。

思うに、本件認諾調書により、確定判決と同一の効力をもつて、株主権の存在および会社が名義書換をなすべき義務を負う旨が、公権力を背景に、いわば客観的に確定されたわけであるから判旨のよりに結論づけても不都合はないと考える(石井・前掲二〇二頁以下参照)。なるほど、認諾調書あるいは判決の効力発生標準時から株主総会開催までの間に、時間的な余裕がある場合に、株式譲渡が行われ、会社の不知の間に、認諾調書の当事者以外の者が株主になつていゝ可能性は皆無とはいえない。しかし、その場合でも、新株主が名義の書換を請求してこないかぎりには、会社との間の訴訟についての認諾調書で株主とされた者を相手に、会社は株主総会招集手続を進めなければならぬのである。会社は、株主地位変動に対する集団的画一的処理の必要性を理由として、会社との間の訴訟についての本件のごとき認諾調書を有する株主に対して、株主名簿上現実にも名義書換がなされていないから、会社はその者を株主として扱わないと主張することは許されない。なぜなら、認諾調書作成後に新株主が登場しないかぎり、会社は、認諾調書で株主とされた者を相手にして免責されると考えても何んの不都合はないから、事務処

理上の繁雑・困難あるいは集团的画一的処理の必要性は、その場合理由とならないからである。

二 株主総会決議取消というものに法律行為取消の原則の適用あるいは、類推がなされるとすれば、決議取消に際して瑕疵ある意思表示をなした者は、会社機関としての株主総会であり、総会招集通知を受けなかつた個々の株主ではなく、したがつて、取消権者は株主総会となるとも考え得る。そして、右の見解によれば、取消権者たる株主総会は取消すべき法律行為の追認の例にない、取消すべき決議を追認できることになる(今井一株主総会決議の取消と追認「民商法雑誌四二巻二五〇頁以下参照」。さらに、決議取消に際しては、当該決議の内容が問題になつていゝのではなく、決議形成の過程で、総株主の意思が反映するような機会の保障がなかつたのが問題だから、次の総会が瑕疵なく招集され、前決議の有効なる旨がそこで決議された場合に、瑕疵が治癒されるとも考えられそうである。そして、商法二四七条が、決議取消を単なる意思表示によつてはできず、必ず訴という形式をとることを要求したり、あるいは、提訴権者を法定していることは、取消要件の団体法的修正であり、右結論をさまたげる理由にならないとも考えられそうである。しかし、株主が決議取消訴訟を提起する場合には、株主固有の取消権に基づき、株主固有の利害を基礎にして訴提起する要素もあるし、さらに、ある株主の出席・発言を不当に封じておいて株主総会決議をなし、後に追認決議をして瑕疵を治癒するというかたちで、追認決議濫用の危険も多いので、追認という形式で溯及的に瑕疵の治癒を惹起す

ることは現行法上許されないと考える(大野「株主総会による取消しうべき決議の追認について」法学研究三八巻二二号一八四頁以下参照。但し、小松「ケメラ」『取消し得べき株主総会決議の追認』「法律論壇」三五巻三三〇一〇六頁は結果反対)。さらに、取締役選任に関する前の決議とくりかえしてなされた後の決議との間の期間内において、取消株主が取消

については法律上の利益を失っていないことは、取消の有無により取締役の任期起算点等の時間に関係する効力が相違してくることを考えば、理解できることである。よつて、判旨第二点にも賛成する。

(一九七五・七・七)

加藤 修

## 〔労働法・経済法 一〇五〕 郵政局職員の政治的行為と刑事罰

鬼志別郵便局(猿払)事件  
最高裁判所昭和四四年(あ)第一五〇二号  
昭和四九年一月六日判決  
最高裁判所刑事判例集二八巻九号三九三頁

### 〔事実〕

#### 一 事実の概要

(1) 被告人は、北海道宗谷郡猿払村字鬼志別に所在する鬼志別郵便局に勤務する郵政事務官であつて、猿払地区労働組合協議会事務局長を勤めているものであるが、同郵便局において、郵便貯金、簡易保険等に関し現金および書類等を検査し、右現金の払込窓口担当者への引継ぎ等の内勤事務、電話交換事務等に従事する非管理職の職員であり、その職務内容は、郵便貯金取扱規程、保険料徴収原簿契

約の取扱手続と題する通達等によつて規制されている。

(2) 被告人は、昭和四二年一月八日告示の第三一回衆議院議員選挙に際し、右地区労働協会の決定に従い日本社会党候補支援の目的をもつて、その職務を利用することなく、いづれも勤務時間外に

④ 同月八日、右候補の選挙用ポスター六枚を六箇所の公営揭示場に掲示し、

⑤ 同月七日から九日までの間、同郵便局内において、猿払村居住のAほか三名に対し右候補等の選挙用ポスター合計一八四枚の掲